

令和2年度事業計画

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会

社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会
令和2年度事業計画

I 基本方針

障害者差別解消法の施行によって、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指すという考え方が着実に浸透してきている。障害者が真に共生を実感できる社会となるには、多くの方々の理解と具体的な行動の積み重ねが必要であり、障害があることで気づくことや、その気づきを大切に育てていくことのできる社会が共に生きる社会へとつながっていくものとする。

私たちが目指す社会は、すべての人の人権や尊厳が守られ、自己選択と自己決定による自立した暮らしの実現と、障害に対する社会的障壁が取り除かれた共生社会である。障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供が当たり前のこととして受け入れられ、それを定着させることが求められており、障害者差別解消法を社会に浸透させることが私たち障害者団体としての役割であると認識し、これからの活動につなげていくことが重要である。

当法人は、この基本方針を踏まえ、社会福祉法人設立30周年を迎える令和2年度において、引き続き障害者支援施設の経営をはじめとした各種の社会福祉事業を実施することによって、障害者の権利実現と尊厳を推進するとともに、市町村協会との強い連携のもと、更なる活動の強化と充実を図ることを目的に活動するものである。

(事業推進の重点目標)

- 1 障害者支援施設秋田ワークセンターを利用する方々に、日常生活の介護や就労のための支援を行うことにより、自立と社会参加の促進を図る。
- 2 障害者の自立更生の環境づくりに努めるとともに、社会参加の促進を図る。
- 3 市町村身体障害者協会の組織強化と活動の活性化を図り、地域福祉の推進に貢献する。
- 4 サービス管理責任者等の人材育成事業を推進し、障害者福祉の充実に寄与する。
- 5 身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者を統合した事業の推進を図る。

II 運営計画

当法人の運営のため、次の会議等を開催する。

- 1 正副会長会議 (年5回)
- 2 評議員会 (年1回)
- 3 理事会 (年5回)
- 4 監査 (年1回)

III 事業計画

1 障害者支援施設秋田ワークセンターの経営

「障害者の尊厳と社会参加」を基本理念に、「個人の尊厳に基づく自立支援」の確立と「障害者自らが創る自由でいきいきとした生活空間の創造」実現に向けて、利用者の立場に沿った充実した個別支援計画に基づく障害福祉サービスの提供を行う。

【詳細は8ページに掲載】

2 秋田ワークセンター相談支援事業所の経営

利用者がより豊かで満ち足りた生活を送ることができるよう利用者の要望やその有する能力及び適性に応じるとともに、利用者の心身の状況や置かれている環境等に配慮し、充実した障害福祉サービスを受けられるようきめ細やかな相談支援を行う。

【詳細は16ページに掲載】

3 コミュニティライフサポート谷内佐渡ホームの経営

身体障害者及び知的障害者の地域生活を支援し、障害のある方の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、障害者が将来とも地域で安心して暮らすことができる居住支援の拠点の場として、共同生活援助事業所（短期入所併設）を運営することにより障害福祉サービスの提供を行う。

【詳細は18ページに掲載】

4 社会参加の促進及び地域福祉の充実を図る事業の実施

(1) 市町村身体障害者協会長・事務担当者等会議の開催

県協会の主要事業の説明や市町村協会の活動についての情報交換等を行う。

【開催時期】 6月

【開催場所】 北秋田市、秋田市、横手市

(2) 会報「身障秋田」の発行

全会員や関係各位に事業計画や予算・決算や主要な事業等の情報提供を行う。

【年1回発行】

(3) ホームページのリニューアル

スマートフォンやタブレットなどに対応したホームページにリニューアルすることによって、市町村協会会員の確保に向けた青年層への呼び掛け強化を図る。

(4) その他の事業

【身体障害者ジパング倶楽部に関する事務】

【秋田県障害者スポーツ協会が実施する事業への協力】

【市町村協会会員による第65回日本身体障害者福祉大会ひろしま大会への参加】

5 受託事業の実施

(1) 障害者県地域生活支援事業

①日常生活支援

(ア) オストメイト社会適応訓練事業

ストマ用装具の装着者に対して、装具の使用等について正しい知識を付与し、また、社会生活に必要な基本的事項について相談に応ずることにより、その社会復帰を促進する。

【対象者】

○ストマ用装具の装着者

【実施内容】

○県内5地区において、装具、器具の使用法と選択法やストマクリニックを実施するとともに、社会生活上の基本的事項に関する相談に対応する。

(イ) 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者に対して発声訓練を行うとともに、この発声訓練に携わる指導者を養成する。

【対象者】

○喉頭を摘出した音声機能障害者

○音声機能障害者の発声訓練に熱意を有する者

【実施内容】

○発声訓練会の開催（食道発声訓練、各種相談、人工喉頭又は電気発声機による発声訓練等）

○第31回北日本ブロック指導者研修会への派遣（仙台市）

②社会参加支援

(ア) 秋田県障害者社会参加推進センター運営事業

障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進する。

また、障害者の権利擁護に係る相談等に対応するため常設の相談窓口を設置し、弁護士などによる専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関に依頼し、障害者の福祉の増進を図る。

【実施内容】

- 推進協議会の設置及び推進協議会、部会、研修会の開催
- 障害者に関する各種事業の実施

③特別促進事業

(ア) 筋ジス者機能訓練事業

筋ジストロフィー者に対して、社会生活上必要な知識の習得や意見、情報等の交換の場を設ける。

【実施内容（年1回）】

- 検診、医療講話、医療相談

(イ) 身体障害者更生相談事業

身体障害者の更生のために必要な各種相談に応じ、適切な指導、助言を行い、身体障害者福祉の増進を図る。

【実施内容】

- 秋田県心身障害者総合福祉センターに専門相談員（1名）を設置し、各種の相談を実施する。

【相談内容】

- 一般相談、介護相談、法律相談、医療相談、住環境に関する相談、結婚相談、その他

(ウ) 身体障害者福祉活動推進事業

身体障害者のための障害者県地域生活支援事業を企画、推進する福祉活動推進員を設置する。

【設置場所】

- 秋田県身体障害者福祉協会

【業務内容】

- 各種障害者のための地域生活支援事業の企画、推進業務
- 団体の育成

(エ) 秋田県身体障害者福祉大会開催事業

身体障害者及び関係者が一堂に会し、障害者福祉への県民意識の高揚を図るとともに功労者の表彰を行うことにより、身体障害者福祉の向上と住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

【開催時期】 7月中旬

【開催場所】 秋田市（秋田県立武道館を予定）

【開催内容】 社会福祉法人設立30周年記念大会として、講演会及び式典を開催

(2) 障害者差別解消推進事業

①障害者差別解消推進事業

(ア) 専門相談機関設置事業

障害を理由とする差別に関する相談に対応するため、常設の相談窓口を設置し、弁護士等による専門相談を行うほか、県及び市町村の相談窓口への支援等を行う。

（「障害者110番」の機能は従来通りとし、障害者差別に関する相談機能の拡充を図る。）

【常設相談窓口の設置】

○開設日 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始は除く）

○開設時間 9：00～16：00

○専門相談員1名の配置

【専門相談日（弁護士相談）の設置】

○開設日 毎月第3火曜日

○開設時間 13：00～15：00

【紛争解決のための調査補助等】

○あっせんの申立てがあった場合に、事実の確認調査に関する補助を行う。

【相談対応職員への指導助言】

○地域相談窓口（県地域振興局福祉環境部、市町村等）の職員への指導助言、職員研修でのサポート

②障害者理解促進事業

(ア) 小中学生を対象とした出前講座や体験教室等の実施

障害のある方が講師として県内各地の小中学校に出向き、講話や障害疑似体験等を行うことで、児童生徒と障害者の交流を図るとともに、障害及び障害者への理解を深める。

【対象者】

○県内の小中学生

【事業内容】

○出前講座や体験教室等の実施（派遣団体 秋田県車いす連合会、秋田県盲導犬使用者の会、秋田県視覚障害者福祉協会等）

- 小中学校及び派遣団体との調整
- 小中学校へのアンケート調査の実施

③障害者社会参加等促進事業

(ア) 障害者のためのレクリエーション等開催事業

障害者と障害のない者が共にレクリエーション活動等に参加することができる機会を提供することにより、障害者の社会参加の促進及び相互交流の促進を図る。

【事業内容】

- 車いす使用者のためのレクリエーション開催事業
 - ・運動会、ゲートボール大会、講演会等の開催
- 障害者のための軽スポーツレクリエーション大会開催事業（10月）
 - ・卓球バレー、フライングディスク競技の実施

(イ) 芸術・文化講座開催等事業

障害者の芸術・文化活動への参加を通して、障害者と障害のない者の交流を深めるとともに、障害者の自立と社会参加の促進、県民に対しては障害及び障害者への理解促進を図る。

「第20回心いきいき芸術・文化祭」の開催

【開催時期】 11月下旬

【開催場所】 秋田市（秋田拠点センターアルヴェを予定）

【実施内容】

- 会議の開催（実行委員会3回、小委員会3回、障害者福祉展審査委員会1回）
- 広報活動（ポスター、チラシ、県広報紙掲載など）
- 心いきいき芸術・文化祭の開催
 - ・オープニングセレモニー（採用テーマ紹介、テープカットなど）
 - ・講演
 - ・パフォーマンスステージ（障害のある個人やグループが歌や踊りを披露）
 - ・障害者福祉展（障害のある方々が制作した美術工芸作品の展示）
 - ・製品販売（障害者団体や施設などで制作した手工芸品の販売）
 - ・障害者疑似体験コーナー（疑似体験を通し、障害のある人とない人との交流を図ることにより、県民の障害に対する理解を深める）
 - ・エンディングセレモニー（障害者福祉展入賞作品の紹介と賞状の授与など）

(3) サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）研修事業

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を目的とした研修を開催する。

今年度もサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格を新たに取得す

るための基礎研修と、有資格者を対象とした更新研修を開催し、実践研修については、令和3年度からの実施を目途に調整する。

【指導者養成研修への派遣】

- 9月、埼玉県

【基礎研修】

- 10月、秋田市

- 講義 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義（7.5時間）

- 演習 サービス提供プロセスの管理に関する演習（7.5時間）

【更新研修】

- 8月、秋田市

- 講義 障害者福祉施策及び児童福祉施策の最近の動向（1.0時間）

- 演習 サービス提供の自己検証（5.0時間）

【秋田県指導者・ファシリテーター養成研修への派遣】

- 8月、秋田市

障害者支援施設 秋田ワークセンター

令和2年度 事業計画

本施設が掲げる「基本理念」及び「基本方針」に基づき、障害を持つ利用者の希望する個別支援計画が適切に図られ、利用者が自立した日常生活及び社会生活を送れるよう支援し、より豊かで安心・安全に、そして充実した毎日が過ごせる事業所を目指し、令和2年度の事業を次のとおり実施する。

* 事業推進の重点目標 *

* 生活介護支援事業の充実

利用者個々のニーズに添った個別支援計画を作成し、モニタリングを充実させ、日中、夜間におけるサービスの質を高め生活支援や身体介護等のきめ細かな福祉サービスの提供に努める。

また、身体機能低下防止のためリハビリテーションを積極的に取り入れ、理学療法士の継続的指導で、楽しみながら充実した生活リハビリテーションになるよう援助を行う。

* 「障害者優先調達推進法」と共同受注を積極的に活用し、工賃向上に向けた取組みの強化、官公需受注にむけて同事業の営業力強化を図ることにより、地域経済の低迷による売上高の下降に歯止めをかけ、適正な価格設定と必要経費の削減を図り、就労支援事業の更なる活性化と利用者工賃向上計画の実現及び利用者処遇の向上に努める。

1 事業及び定員

① 施設入所支援事業	定員数	48名（現員44名）
② 生活介護支援事業	定員数	40名（現員40名）
③ 就労継続支援事業A型	定員数	10名（現員7名）
④ 就労継続支援事業B型	定員数	30名（現員32名）

2 職員配置

職員	職員数	担当業務
所長	1	・ 所内の総括、苦情解決責任者、会計責任者 ・ 事業経理区分の予算・決算事務の調整

		<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画、事業実績報告書の作成事務の調整
サービス管理 責任者	2	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個別支援計画、アセスメント、利用計画原案、モニタリング等 ・相談業務及び記録等の確認と調整 (生活支援事業1名、就労支援事業1名)
事務員	4(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業経理区分の予算・決算の事務処理及び金銭の出納・利用者利用料の請求・精算業務 ・職員の給与、福利厚生等業務 ・施設設備、営繕管理及び防災避難、利用者支援
生活支援員	11(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護支援及び日常生活支援・相談業務
就労支援員	9(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業支援及び指導・製品管理・営業販売・相談業務
看護師	2	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び職員の健康管理 ・利用者のリハビリテーションマネジメント業務
栄養士	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の栄養マネジメント作成・管理 ・利用者の給食献立の作成・管理
調理員	6(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・給食業務の実施
嘱託医	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の検診・医務相談
合計	38(23)	

※職員数の（ ）は、嘱託職員、非常勤職員（医師）及びパート職員（調理員4名）数の再掲。

3 事業内容

(1) 施設入所支援事業

- ・施設入所者が安全で安心な日常生活を過ごすことができるよう夜間、休日における起床、就寝、身辺介助、食事提供、身体的支援、日常生活の相談及び助言等を行う。

(2) 生活介護支援事業

- ・快適な生活を過ごすことができるよう入浴、排泄及び食事等の介助及び支援を行う。
- ・生活的リハビリテーションとして、創作活動や訓練活動の機会を提供する。
- ・個別支援計画は、利用者のニーズに基づいた支援が提供できるよう作成する。
- ・理学療法士や看護師との連携を密にして、個々の機能状態や精神状態を把握しながらリハビリテーションマネジメントを進める。
- ・身体機能の向上に伴う低栄養状態の防止と改善を徹底するため、栄養ケア・マネジメントの活用を進める。
- ・咀嚼や嚥下機能の低下予防と機能回復を図るためお口の体操を行う。
- ・特殊浴槽を有効活用し、利用者及び職員の身体的負担の軽減を図る。
- ・年度当初に年間行事日程を告知し、計画的で楽しみのある生活環境づくりに努める。
原則、祝日、土・日曜日及びお盆（5日間）、年末年始（5日間）は休日とする。
- ・事業実施時間は午前9時から午後3時までとし、通所利用者の送迎も行う。

(3) 就労支援事業

① 就労継続支援事業A型

- ・就労の機会を提供するとともに、技術向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効率的に進める。
- ・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行う。
- ・利用者の社会生活の安定と向上心を醸成できる賃金給付に努める。
- ・利用者の能力向上のために、所内外の研修を行うとともに作業内容の充実に努め、仕事に対する高い意欲の醸成、維持と技術の習得を図る。
- ・ハローワーク等の就労援助諸機関との連携を進め、県内の障害者求人情報を開示する。また、障害者雇用の拡充や施設運営にプラスとなる各種助成金の活用を進め、職場活性化の一助とする。
- ・「障害者優先調達推進法」の活用を図り、官公需からの受注のために、発注内容の情報収集を行うとともに積極的な営業に努める。
- ・適正な価格設定と必要経費の削減を図り収益率の増に努める。
- ・売上目標を定め、営業に力を注ぎ、安定した受注・仕事量の確保に努める。
- ・売上目標額は、4,540万円とする。

② 就労継続支援事業B型

- ・就労の機会を提供するとともに、技術向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効率的に進める。
- ・ハローワーク等の就労援助機関との連携を進め、県内の障害者求人情報を収集する。また、利用者の一般就労に向けた訓練や就職相談を行い、支援の充実に努める。
- ・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援を行う。
- ・利用者の能力向上のために、所内外において各種研修を行い、仕事に対する意欲の醸成と技術力の向上に努める。
- ・適正な価格設定と必要経費の削減を図り収益率の増に努める。
- ・安定工賃の計画に沿った売上目標を定め、目標工賃達成指導員を配置し営業に力を注ぐとともに、安定した受注量・仕事量の確保に努め、利用者が働く喜びを実感できる工賃の給付に努める。
- ・売上目標額は、1,260万円とする。

4 建物の修繕

- ・ボイラーの並列運転化工事

5 機器等の購入及び設備整備

①施設入所支援事業

- ・居室のカーテンの交換（窓用・ベッドサイド用）
- ・整理たんすの交換
- ・床頭台の交換
- ・電動ベッドの購入

②生活介護支援事業

- ・パソコンの交換（使用年数経過）

③就労継続支援事業

- ・印刷・製本関連機器の補修
- ・編集機等パソコンの購入及び交換（使用年数経過）

6 給食

- ・日々の食事が美味しく、満喫できるよう、選択食や四季の郷土食・行事食等を、適温で、家庭的な雰囲気の中で提供する。
- ・誤嚥、むせ込み等がみられる利用者に、安心、安全に食べてもらえるよう、食形態や食事内容の改善に努める。
- ・エネルギー量、栄養量、塩分量の基準値を基に調理した食事提供と栄養アセスメントにより、生活習慣病や低栄養の予防と、健康の維持と増進に努める。
- ・個別支援計画と連携しながら栄養ケア・マネジメントを作成し、食生活における質の向上と支援の充実に努める。
- ・食前の手洗い、うがいを励行し、食中毒及び感染症予防の徹底を図る。
- ・調理員の健康管理（健康体、検便）及び衛生管理（手洗い、清潔な服装、着替え）に努め、集団食中毒及び感染症予防に万全を期する。
- ・厨房内の衛生管理（食器・調理器具等の消毒、調理環境の清掃、整理整頓、害虫等の駆除・消毒）に努める。

7 医療と健康管理

- ・現病状の悪化防止に努める。
- ・生活機能の改善及び悪化の防止のため、リハビリテーションマネジメントを行う。
- ・定期通院の徹底、内服管理、治療食の提供、他の医療機関との連携に努める。
- ・体重、血圧測定等を定期的に行い、病気の早期発見、早期治療に努める。
- ・利用者及び職員の定期健康診断を行い、疾病の早期発見に努める。
- ・嘱託医の診察及び健康相談を行う。
- ・口腔機能低下防止のため、口の体操を行う。

- ・病識を持って、積極的に治療に専念できるように情報提供や支援を行う。
- ・協力医療機関による歯科検診と衛生指導を行う。
- ・感染症におけるマニュアルを周知し、徹底した衛生管理を行う。
- ・嘱託医によるインフルエンザワクチン接種を利用者及び職員全員に施設内で行う。

8 生活環境

- ・衛生面に常に注意を払い、感染予防のための機器を有効に活用し、清潔で明るく・安全な環境で生活できるよう支援を行う。
- ・寝具のシーツ・カバー類は定期に交換し、枕、掛布団、パット等は定期及びその都度汚れ具合を見て交換を行う。
- ・清掃は毎日行うが、普段できない部位や汚れが目立つ部位及び大掛かりになる所については、定期的・計画的に行い、快適で衛生的な空間の維持に努める。
- ・支援入浴は安全確保のため支援員2名以上で介助を行い、身体の清潔の保持に努めるとともに、レジネオラ菌検査を年1回行い、感染予防に努める。
- ・高齢障害者、重度障害者の移乗時における負担軽減と安心感の醸成、職員の腰痛対策及び負担軽減のために、介護リフトや特別浴槽を積極的に活用する。

9 防災・防犯対策

(1) 防災対策

- ・防災対策委員会で、防災管理について協議し、計画書の作成を行う。
- ・防災については、常時の災害防止、特に火災予防の徹底を図る。
- ・建物の火気取締責任者等を定め、責任体制を明らかにする。
- ・消防設備・避難設備及びその他火気使用設備について、定期点検及び自主点検を行う。
- ・災害に備え、最低3日分の食事や水の備蓄や、ライフラインの確保を図るため、設備の保守管理に努める。
- ・災害時の地域ボランティア育成に努める。
- ・地域関係団体（下北手地区振興会、地区社協、民児協、町内会等）及び地域ボランティアと災害時における協力体制の確立を図り、緊急時に備える。

(2) 防犯対策

- ・現状を点検し、リスクの把握に努める。
- ・防犯用設備の整備・点検を計画的に行う。
- ・防犯に関する職員対応マニュアルにより、訓練や研修を通じて防犯意識の周知に努める。
- ・施設周辺における不審者等の情報収集に努める。
- ・関係機関や地域住民等との協力・連携に努める。

(3) 避難訓練等

- ・緊急時に迅速な行動ができるよう、非常災害発生時を想定した訓練を年3回行う。
- ・災害時における避難場所、避難通路、方向等をわかりやすく表示し、職員及び利用者に周知する。
- ・災害時における職員対応マニュアルにより、訓練を通じた周知を行い、利用者の安全、安心の確保に努める。

10 苦情解決と情報公開

(1) 苦情解決について

- ・投書箱の設置、毎朝の朝礼会、利用者自治会組織の支援、行事等を通じた家族会との交流等を通じて利用者・家族の意思（苦情、要望、意見等）が容易で確実に伝わる環境作りに努める。
- ・苦情、要望については、「苦情解決規程」に添って解決を図る。利用者の意思及びその結果については、個人のプライバシーに係る事項を除き全利用者に確実に情報を伝え、周知を図る。
- ・苦情第三者委員会を定期的を開催し、苦情の報告及び苦情解決策に至る方法・結果について適切な指導、意見を求め、適正な運営と情報公開に努める。

(2) 情報公開について

- ・ホームページによる施設紹介、機関紙「翔陽」の発行等により、施設関係者、関係諸機関及び地域社会へ活動内容を発信し、施設運営及び障害者福祉への協力、理解に努める。

11 虐待防止

- ① 利用者に安心と安全の福祉サービスを提供するために、虐待防止のための倫理綱領を定め、職員の倫理規範の遵守に努める。
- ② 利用者の人権擁護、虐待防止のため、責任者を定め、必要な体制の維持に努める。
- ③ 職員等に対する研修を充実させ、虐待を防止するための啓発・普及に努める。
- ④ 施設内における虐待の防止、早期発見・早期対応等に努める。
- ⑤ 地域生活を支える拠点・中核的な社会資源として、地域における虐待防止等の実践に努める。

12 リスクマネジメント

- ① 利用者の安全確保とサービスの質の向上を目指す活動として、リスクマネジメントを取り

入れ、契約制度における事故や紛争の発生を未然に防ぐとともに、福祉サービスの質の向上に資する。

- ② 契約制度における利用者に対する安全配慮義務や法令の遵守、基本的な法務の対応等について、研修等を通じて理解を深め、利用者の安全確保や適切な補償ができる体制を構築し、施設経営の安定的、継続的な運営に資する。
- ③ 事業毎にヒヤリハット事例の報告体制を構築し、利用者本位の対策と利用者理解を深め組織としての事故防止、情報公開に取り組み、職員、利用者・家族等の意思疎通をスムーズに進められるように努める。

13 地域連携

- ・小学生、中学生、大学生などの福祉体験学習の受入れを行い、障害者福祉の理解を深める。
- ・施設の会議室等の貸出や視察者等を受け入れ、地域社会の福祉拠点となるように努める。
- ・地区振興会、地区社会福祉協議会及び民生児童委員協議会等の活動に協力し、地域福祉やボランティア育成の一助となるように努める。
- ・地域行事への利用者参加、施設行事への住民参加や招待等の交流を通じて、障害者、障害者福祉及び施設への理解に努める。
- ・地域の社会資源としての役割（災害時避難施設）を果たすため、市町村役場及び関係諸機関と連携のうえ、災害時の緊急避難的な障害者の受入れや備品の充実を図る。

14 一日、一週間、一年間のプログラム表

- ・利用者の一日の日課（事業毎）
- ・利用者の一週間の日課（事業毎）
- ・会議、部会、委員会の予定（令和2年度年間行事予定表）
- ・年間行事予定（同 上）
- ・健康管理（定期健康診断）（同 上）
- ・防災訓練（避難訓練予定）（同 上）
- ・防犯訓練（同 上）

15 会議及び委員会

(1) 会議

- ・朝・夕の送り会：夜勤、宿日直者の送り事項、日毎の業務、行事の連絡、報告及び利用者の状況等の確認・周知を図る。
- ・職員会議：勤務体制、行事予定、研修、作業、利用者状況等の報告及び業務の周知徹底を図る。

- ・ 支援部会 : 生活介護支援、就労継続支援A・B型の支援及び栄養等のケアカンファレンスを行い、利用者支援の充実を図る。
- ・ 所内研修会 : 福祉の新しい情報提供とOJTの人材育成の場とし、職員のキャリア構築、スキルの習得及び資質向上のために研修会を開催する。

(2) 委員会

- ・ 防災防犯対策委員会 : 防災管理について年度毎の計画書を作成し、災害防止を図る。
- ・ 広報委員会 : 機関紙「翔陽」の発行について企画し、紙面の発行を行う。また、ホームページの更新を行う。
- ・ 交通安全委員会 : 交通事故防止のために事故防止計画を企画・立案し、交通ルールへの遵守、安全運転意識の向上及び事故防止に繋げる。
- ・ 健康委員会 : 感染症予防対策、衛生管理などについて取り組み、利用者及び職員の健康維持、増進を図る。
- ・ 給食委員会 : 給食業務における利用者支援の改善、円滑化を図る。
- ・ 環境美化委員会 : 草花の植栽や廊下、壁の装飾など、施設内外の環境の整備と美化を図る。
- ・ 親睦会運営委員会 : 職員間の融和と親睦を図るため、親睦会及び研修の企画を行う。
- ・ 研修委員会 : 制度改革等の福祉情報の提供、職員のキャリア構築・スキルアップのためのOJT・OFFJT・社内研修等の企画を行う。
- ・ 苦情受付委員会 : 利用者等からの苦情を適切に解決し、手続き等の透明性を確保するため、その処理方法等の体制の整備や改善を図る。
- ・ 虐待防止委員会 : 利用者の住みやすい環境づくりや虐待を防止し、利用者本位の快適空間の構築を図る。
- ・ 実習受入委員会 : 実習生の受入れのための環境を整え、実習内容の充実を図る。

秋田ワークセンター相談支援事業所

令和2年度事業計画

利用者がより豊かで満ち足りた人生が送れるように、利用者の要望やその有する能力及び適性に
応じ、また、利用者の心身の状況や置かれている環境等に配慮して、充実した障害福祉サービス
を受けられるよう、きめこまやかな計画相談支援の提供を行うため、令和2年度の事業を次のとおり
り実施する。

1 事業及び人員

- ① 事業 指定特定相談支援事業（計画作成担当）
- ② 人員 管理者1名（常勤・兼務）、相談支援専門員1名（常勤、専任）

2 事業内容

（1）障害者の自立した生活を支え、障害による課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジ
メントをきめこまやかに行う。

- ① 生活全般に関わる相談
- ② 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- ③ サービス等利用計画作成
- ④ 訪問によるモニタリング
- ⑤ 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜（①～④に附帯するその他必要な相談支援、助言等）

（2）対象者

身体及び知的障害者（ただし、18歳未満の者を除く）

（3）内容

- ・支給決定時（サービス利用支援）
支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成する。
支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成をする。
- ・支給決定後（継続サービス利用支援）
厚生労働省令で定める期間毎に、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。
- ・サービス事業者等の連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に関わる申請の勧奨をする。

(4) 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日～金曜日
(ただし、土、日、祝日並びにお盆期間、年末年始期間は除く。)
- ・営業時間 午前9時～午後5時までとする。
- ・事業の実施区域 通常の事業の実施区域は秋田市内全域とする。
(ただし、依頼の内容によっては区域外の場合も受け付けることがある。)

(5) 従業員の研修

- ・相談支援専門員の資質向上のために研修の機会を設ける。また、業務の執行体制について毎年検証、整備を行う。

3 その他

- ・事業における利用予定計画を立て、効率的な運営と、利用者のサービス利用に停滞が生じないように努める。
- ・相談支援事業の充実を図るために、地域移行支援・地域定着相談支援や一般相談支援事業における地域ニーズの把握に努める。
- ・当事業所の事業の利用状況及び地域他事業所の利用状況等の情報収集並びに分析と事業充実に向けた検討、見直しを行う。
- ・地域自立支援協議会等と連携及び協力体制を構築し、情報収集と事業の充実に資する。
- ・地域生活支援拠点「ういず」に参画するとともに、体験利用や緊急時対応について、他事業所との連携を図る。

コミュニティライフサポート谷内佐渡ホーム

令和2年度事業計画

障害者総合支援法に規定する共同生活援助及び短期入所事業として、障害を持つ利用者の希望する個別支援計画が適切に図られ、障害を持つ方が住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の中で共同し、自立した日常生活及び社会生活を営むことを支援し、より豊かで安心・安全に、そして充実した毎日が過ごせる事業所を目指し、令和2年度の事業を次のとおり実施する。

* 事業推進の重点目標 *

* 実施事業の充実

利用者個々のニーズに添った個別支援計画を作成し、モニタリングを充実させ、多様な生き方の選択を担保するための個別支援の実現を図るためのサービス提供と、その質の向上に努める。また、夜間、休日における生活支援や身体介護等のきめ細かな福祉サービスの提供に努める。

* 地域生活支援の充実

障害者の生活を地域全体で支えあう体制としての地域生活支援拠点「ういず」に参画するとともに、グループホームの体験利用や、夜間帯等における短期入所の緊急時受入などの体制を整え、地域生活支援の充実に努める。

1 事業及び定員

- | | |
|----------|-------------------|
| ① 共同生活援助 | 定員数 7名 (現員5名) |
| ② 短期入所 | 定員数 3名 (うち緊急利用1名) |

2 職員配置

(1) 共同生活援助

- | | |
|-------------|----|
| ① 管理者 | 1名 |
| ② サービス管理責任者 | 1名 |
| ③ 生活支援員 | 4名 |
| ④ 世話人 | 3名 |
| ⑤ 事務員 | 1名 |

- ⑥ 夜間支援従事者 7名（専従3名、兼務4名）

(2) 短期入所

- ① 管理者 1名
② サービス管理責任者 1名
③ 生活支援員 7名（専従3名、兼務4名）
④ 世話人 3名
⑤ 事務員 1名

3 事業内容

(1) 共同生活援助

- ・利用者が安全で安心な日常生活を過ごすことができるよう夜間、休日における起床、就寝、身辺介助、食事提供、身体的支援、日常生活の相談及び助言等を行う。
- ・快適な生活を過ごすことができるよう入浴、排泄及び食事等の介助及び支援を行う。
- ・個別支援計画は、利用者のニーズに基づいた支援が提供できるよう作成する。
- ・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行う。
- ・地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- ・一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対するサービスの提供を行う。

(2) 短期入所

- ・利用者又はその家族の緊急時における宿泊を伴う支援を提供する。
- ・利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に講じた、入浴や排せつ、食事の介護等必要な支援を適切に、かつ効果的に行う。
- ・地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 給 食

- ・日々の食事が美味しく、満喫できるよう、選択食や四季の郷土食・行事食等を、適温で、家庭的な雰囲気の中で提供する。
- ・食前の手洗い、うがいを励行し、食中毒及び感染症予防の徹底を図る。
- ・調理者の健康管理（健康体、検便）及び衛生管理（手洗い、清潔な服装、着替え）に努め、集団食中毒及び感染症予防に万全を期する。
- ・台所の衛生管理（食器・調理器具等の消毒、調理環境の清掃、整理整頓、害虫等の駆除・消毒）に努める。

5 医療と健康管理

- ・ 定期通院の徹底、内服管理、治療食の提供、他の医療機関との連携に努める。
- ・ 体重、血圧測定等を定期的に行い、病気の早期発見、早期治療に努める。
- ・ 利用者及び職員の定期健康診断を行い、疾病の早期発見に努める。
- ・ 病識を持って、積極的に治療に専念できるように情報提供や支援を行う。
- ・ 感染症におけるマニュアルを周知し、徹底した衛生管理を行う。
- ・ インフルエンザワクチン接種を利用者及び職員全員で行う。

6 生活環境

- ・ 衛生面に常に注意を払い、感染予防のための機器を有効に活用し、清潔で明るく・安全な環境で生活できるよう支援を行う。
- ・ 寝具のシーツ・カバー類は定期的に交換し、枕、掛布団、パット等は定期及びその都度汚れ具合を見て交換を行う。
- ・ 清掃は毎日行うが、普段できない部位や汚れが目立つ部位及び大掛かりになる所については、定期的・計画的に行い、快適で衛生的な空間の維持に努める。

7 防災・防犯対策

(1) 防災対策

- ・ 防災管理について協議し、計画書の作成を行う。
- ・ 防災については、常時の災害防止、特に火災予防の徹底を図る。
- ・ 建物の火気取締責任者等を定め、責任体制を明らかにする。
- ・ 消防設備、避難設備及びその他火気使用設備について、定期点検及び自主点検を行う。
- ・ 災害に備え、最低3日分の食事や水の備蓄や、ライフラインの確保を図るため、設備の保守管理に努める。
- ・ 災害時の地域ボランティア育成に努める。
- ・ 地域関係団体（広面地区振興会、地区社協、民児協、町内会等）及び地域ボランティアと災害時における協力体制の確立を図り、緊急時に備える。

(2) 防犯対策

- ・ 現状を点検し、リスクの把握に努める。
- ・ 防犯用設備の整備・点検を計画的に行う。
- ・ 防犯に関する職員対応マニュアルにより、訓練や研修を通じて防犯意識の周知に努める。
- ・ 施設周辺における不審者等の情報収集に努める。

- ・関係機関や地域住民等との協力・連携に努める。

(3) 避難訓練等

- ・緊急時に迅速な行動ができるよう、非常災害発生時を想定した訓練を年3回行う。
- ・災害時における避難場所、避難通路、方向等をわかりやすく表示し、職員及び利用者に周知する。
- ・災害時における職員対応マニュアルにより、訓練を通じた周知を行い、利用者の安全、安心の確保に努める。

8 苦情解決と情報公開

(1) 苦情解決について

- ・投書箱の設置、毎朝の朝礼会、行事等を通じた家族会との交流等を通じて利用者・家族の意思（苦情、要望、意見等）が容易で確実に伝わる環境作りに努める。
- ・苦情、要望については、「苦情解決規程」に添って解決を図る。利用者の意思及びその結果については、個人のプライバシーに係る事項を除き全利用者に確実に情報を伝え、周知を図る。
- ・苦情第三者委員会を定期的に開催し、苦情の報告及び苦情解決策に至る方法・結果について適切な指導、意見を求め、適正な運営と情報公開に努める。

(2) 情報公開について

- ・ホームページによる施設紹介、機関紙「翔陽」の発行等により、施設関係者、関係諸機関及び地域社会へ活動内容を発信し、施設運営及び障害者福祉への協力、理解に努める。

9 虐待防止

- ① 利用者に安心と安全の福祉サービスを提供するために、虐待防止のための倫理綱領を定め、職員の倫理規範の遵守に努める。
- ② 利用者の人権擁護、虐待防止のため、責任者を定め、必要な体制の維持に努める。
- ③ 職員等に対する研修を充実させ、虐待を防止するための啓発・普及に努める。
- ④ 施設内における虐待の防止、早期発見・早期対応等に努める。
- ⑤ 地域生活を支える拠点・中核的な社会資源として、地域における虐待防止等の実践に努める。

10 リスクマネジメント

- ① 利用者の安全確保とサービスの質の向上を目指す活動として、リスクマネジメントを取り

入れ、契約制度における事故や紛争の発生を未然に防ぐとともに、福祉サービスの質の向上に資する。

- ② 契約制度における利用者に対する安全配慮義務や法令の遵守、基本的な法務の対応等について、研修等を通じて理解を深め、利用者の安全確保や適切な補償ができる体制を構築し、施設経営の安定的、継続的な運営に資する。
- ③ ヒヤリハット事例の報告体制を構築し、利用者本位の対策と利用者理解を深め組織としての事故防止、情報公開に取り組み、職員、利用者・家族等の意思疎通をスムーズに進められるように努める。

11 地域連携

- ・ 地区振興会、地区社会福祉協議会及び民生児童委員協議会等の活動に協力し、地域福祉やボランティア育成の一助となるように努める。
- ・ 地域行事への利用者参加、施設行事への住民参加や招待等の交流を通じて、障害者、障害者福祉及び施設への理解に努める。
- ・ 地域の社会資源としての役割を果たすため、市町村役場及び関係諸機関と連携のうえ、災害時の緊急避難的な障害者の受入れや備品の充実を図る。

12 会議及び委員会（一部、障害者支援施設秋田ワークセンターと合同で実施。）

（1）会 議

- ・ 朝・夕の申し送り会：夜勤者の申し送り事項、日毎の業務、行事の連絡、報告及び利用者の状況等の確認・周知を図る。
- ・ 職員会議：勤務体制、行事予定、研修、利用者状況等の報告及び業務の周知徹底を図る。
- ・ 支援部会：支援等のケアカンファレンスを行い、利用者支援の充実を図る。
- ・ 所内研修会：福祉の新しい情報提供とOJTの人材育成の場とし、職員のキャリア構築、スキルの習得及び資質向上のために研修会を開催する。

（2）委員会

- ・ 防災対策委員会：防災管理について年度毎の計画書を作成し、災害防止を図る。
- ・ 広報委員会：機関紙「翔陽」の発行について企画し、紙面の発行を行う。また、ホームページの更新を行う。
- ・ 交通安全委員会：交通事故防止のために事故防止計画を企画・立案し、交通ルールの遵守、安全運転意識の向上及び事故防止に繋げる。
- ・ 健康委員会：感染症予防対策、衛生管理などについて取り組み、利用者及び職員の健康維持、増進を図る。

- ・給食委員会 : 給食業務における利用者支援の改善、円滑化を図る。
- ・環境美化委員会 : 草花の植栽や廊下、壁の装飾など、施設内外の環境の整備と美化を図る。
- ・親睦会運営委員会 : 職員間の融和と親睦を図るため、親睦会及び研修の企画を行う。
- ・研修委員会 : 制度改革等の福祉情報の提供、職員のキャリア構築・スキルアップのためのOJT・OFFJT・社内研修等の企画を行う。
- ・苦情受付委員会 : 利用者等からの苦情を適切に解決し、手続き等の透明性を確保するため、その処理方法等の体制の整備や改善を図る。
- ・虐待防止委員会 : 利用者の住みやすい環境づくりや虐待を防止し、利用者本位の快適空間の構築を図る。
- ・実習受入委員会 : 実習生の受入れのための環境を整え、実習内容の充実を図る。